

北海道医療計画南渡島地域推進方針(平成30年度～令和5年度) 中間見直し素案概要について

第1 中間見直しの趣旨等

1 趣 旨

本道の医療提供体制の確保を図るための計画として、平成30年3月に策定した「北海道医療計画」については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画を変更することとしていることから、3年目となる令和2年度(2020年度)において、計画の中間見直しが行われた。(令和3年3月)

北海道医療計画の策定に合わせ、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための指針として、第二次医療圏ごとに地域推進方針を策定しているところであり、今般の北海道医療計画の中間見直しを踏まえ、南渡島地域推進方針についても見直しを行う。

2 計画期間

平成30年度から令和5年度までの6年間

3 道の見直しの考え方

- 現行計画策定後の「5疾病・5事業及び在宅医療」の取組状況等を踏まえ、次の事項について、見直しを進めた。

- ・ 国の医療計画作成指針等を踏まえた数値目標及び記載事項の見直し
- ・ 在宅医療の需要の再推計

5疾病(がん・脳卒中・心筋梗塞・糖尿病・精神疾患)

5事業(救急・災害・へき地・小児・周産期医療)

- 在宅医療の需要の再推計にあたっては、平成26年度に作成された「北海道における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針」に基づき、令和2年度に策定した第8期介護保険事業計画との整合性を図った。

- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、「感染症対策」の項目に係る所要の見直しを行った。

第2 主な見直しのポイント

(1) 5疾病

①道の主な見直しポイント

○がん

- ・ 小児・AYA世代のがんについては、希少がんなど多種多様ながん腫を多く含み、特徴あるライフステージで発症することから、成人のがんとは異なる対策が求められることになった。
- ・ 地域がん診療連携拠点病院の指定要件にAYA世代がん患者の診療状況や相談体制が求められることになった。
- ・ 2018年4月から最適な治療法を選ぶ「がんゲノム治療」が開始され、2019年6月から、一部の「がんゲノム医療」について保険適用になり、第3期がん対策推進基本計画に基づき整備が進められた。

項 目	主な見直しのポイント
がんの医療連携体制	○ 小児・AYA世代のがん患者に対する医療やがんゲノム医療の連携体制の構築に取り組むほか、がんゲノム医療に関する理解促進のための普及啓発に努める旨を記載。

○脳卒中・心筋梗塞

- ・第7次医療計画中間見直しも現在の指標を継続して使用することとし、今後、第8次医療計画に向けた検討を行うことになった。
(北海道循環器病対策推進基本計画については、「素案」に係る道民意見を求めている。)

項目	主な見直しのポイント
脳卒中の医療連携体制	○ 現状部分や掲載データのみを時点修正。
心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制	○ 現状部分や掲載データのみを時点修正。

○糖尿病

- ・北海道では、「北海道医療計画の推進のための医療機能を担う医療機関名公表事務取扱要領」を作成し、公表基準に合致する場合は、医療機関の同意を得て、「北海道医療計画」において医療機関名を公表している。
- ・2019年度から、糖尿病の合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる眼科医療機関についても公表することになった。
(糖尿病の医療機能に関する申出書(眼科用)の調査票が追加された。)

項目	主な見直しのポイント
糖尿病の医療連携体制	○ 糖尿病の合併症である糖尿病性網膜症患者に対し、医療機関間で連携し、継続的な管理指導を行う体制を確保するため、糖尿病医療を担う医療機関として眼科の公表基準を追加。

○精神疾患

項目	主な見直しのポイント
精神疾患の医療連携体制	○ 精神疾患の医療体制の現状を把握するに当たり、「精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数」の数値目標に新たに追加したほか、令和元年6月の認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症疾患医療センターの整備数の目標値を見直し。

②南渡島圏域での主な中間見直し変更点

○がん

大項目	小項目	主な中間見直し変更点
がんの医療連携体制	(1) 現状 オ 医療の状況	○小児・AYA世代のがん患者に対する医療やがんゲノム医療の連携体制の構築に取り組むほか、がんゲノム医療に関する理解促進のための普及啓発に努める旨の記載追加。(P. 4)
	(2) 課題 オ 医療の状況	○小児・AYA世代のがん患者に対する医療やがんゲノム医療の連携体制の構築に取り組むほか、がんゲノム医療に関する理解促進のための普及啓発に努める旨の記載追加追加。(P. 5)

○脳卒中・心筋梗塞

項目	主な中間見直し変更点
脳卒中の医療連携体制	○現状部分や掲載データのみを時点修正。
心筋梗塞等の心血管疾患の医療連携体制	○現状部分や掲載データのみを時点修正。

○糖尿病

大項目	小項目	主な中間見直し変更点
糖尿病の医療連携体制	(1) 現状	○「糖尿病性網膜症患者に対し、網膜光凝固術が実施できる」「医療機能が異なる医療機関(診療科)と連携し、糖尿病合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる」の両方を満たす公表医療機関数を追加。(P.3)
	(2) 医療機関等の具体的な名称	○糖尿病の合併症である糖尿病性網膜症患者に対し、医療機関間で連携し継続的な管理指導を行う体制を確保するため、糖尿病医療を担う医療機関として眼科の公表基準を追加。(P.5) (眼科の公表基準) ・糖尿病性網膜症患者に対し、網膜光凝固術が実施できる。 ・医療機能が異なる医療機関(診療科)と連携し、糖尿病合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができる。

○精神疾患

大項目	小項目	主な中間見直し変更点
精神疾患の医療連携体制		○現状部分や掲載データのみを時点修正。

(2) 5事業

①道の主な見直しポイント

項目	主な見直しのポイント
救急医療体制	○現状部分や掲載データのみを時点修正。
災害医療体制	○新たに数値目標に「災害医療コーディネーター任命数」と「災害時小児周産期リエゾン任命数」を追加。
へき地医療体制	○現状部分や掲載データのみを時点修正。
周産期医療体制	○災害対策として、周産期センターにおいては、被災後、早期に診療機能を回復できるよう、平時からの備えを行っておくことが必要である旨を記載。
小児医療体制 (小児救急医療を含む)	○現状部分や掲載データのみを時点修正。

②南渡島圏域での主な中間見直し変更点

大項目	小項目	主な中間見直し変更点
救急医療体制		○現状部分や掲載データのみを時点修正。
災害医療体制	(1) 現状	○「救護班派遣調整本部設置要領」廃止のため削除。(P.3) 「北海道胆振東部地震災害検証報告書」(令和元年5月)を踏まえ、令和元年11月27日付けで「北海道保健医療福祉調整本部設置要綱」が定められ、この施行に伴い、廃止されたため。
へき地医療体制		○現状部分や掲載データのみを時点修正。
小児医療体制 (小児救急医療を含む)		○現状部分や掲載データのみを時点修正。

大項目	小項目	主な中間点見直し変更点
周産期医療体制	3 「必要な医療機能」	○「周産期における災害医療対策」項目追加。 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。(P.3) 「平成30年度に作成された北海道医療計画には、「周産期における災害医療対策」の記載があったが、平成30年度に作成した南渡島地域推進方針には載せていなかったため。 ○「周産期における災害医療対策」欄に文言追加。 周産期医療センターにおいては、被災後、 <u>早期に診療機能を回復できるよう、必要な物資の確保等、平時からの備えを行っていくことが必要です。</u> (P.3)
	5 「数値目標等を達成するために必要な施策」	○「周産期における災害医療対策」項目追加。 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や周産期母子医療センター等の連携体制の確保を進めるなど、災害時における周産期医療体制の構築に努めます。(P.4) 「平成30年度に作成された北海道医療計画には、「周産期における災害医療対策」の記載があったが、平成30年度に作成した南渡島地域推進方針には載せていなかったため。

(3) 在宅医療

①道の主な見直しポイント

在宅歯科医療の提供体制については、口腔ケア（口腔健康管理）が誤嚥性肺炎の発症予防につながる。

○「訪問口腔衛生指導等実施病院等の設置（圏域数）の追加

・地域包括ケアシステムの中で在宅歯科医療をより推進するために、在宅歯科医療に従事している歯科衛生士の状況を把握することも重要である。

そのため、誤嚥性肺炎等の予防観点から、口腔衛生管理の提供状況に関する指標例として数値目標を追加した。

○在宅医療の需要の再推計について

・在宅医療の需要の推進については、療養病床の転換に関する状況や在宅医療（訪問診療）の体制整備の状況を踏まえ、北海道医療計画の中間見直しにおいて再度推計することとした。

項目	主な見直しのポイント
在宅医療の提供体制	○ 在宅歯科医療の推進を図るため、新たに数値目標に、「訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院がある二次医療圏数」を追加。

②南渡島圏域での主な中間見直し変更点

大項目	小項目	主な中間見直し変更点
在宅医療の提供体制	(4) 数値目標等	○「訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数」を数値目標に追加（P.6） 〔・在宅歯科医療をより推進するため。 ・誤嚥性肺炎等の予防観点のため。〕
	(6) 医療機関等の具体的な名称	○ 対象医療機関（機能強化型在宅療養支援病院・診療所）の削除（P.9） 医療法人亀田病院 医療法人社団山樹会 平山医院 医療法人社団 ごとう内科胃腸科 医療法人社団善智寿会 飯田内科 クリニックいしかわ 医療法人社団善智寿会 飯田内科 クリニック 〔24時間往診体制の困難、在宅医療担当の常勤医師の確保、連携医療機関の確保、緊急時の入院病床の確保、24時間連絡を受ける体制の確保など要件が厳しくなったため。〕 ○ 対象医療機関（機能強化型在宅療養支援診療所）の追加（P.9） ケアプラザ新函館・ただだクリニック
		○ 「在宅医療の提供体制」図の追加（P.10） 〔平成30年度に作成した北海道医療計画には、「在宅医療の提供体制」に関する事項を図式でわかりやすいように載せていたが、平成30年度に作成した南渡島地域推進方針には載せていなかったため。〕

(4) 感染症対策

①道の主な見直しポイント

北海道医療計画中間見直しでは、今回、5疾病・5事業・在宅医療だけ見直しをするつもりであったが、北海道医療計画には感染症対策の項目があるため、「新型コロナウイルス感染症」関連の文言を追加した。なお、各圏域地域推進方針には、感染症対策の項目はありません。今後、来年後半から検討が始まる次年度計画では、本格的な見直しをする予定である。

項目	主な見直しのポイント
感染症対策	○新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症対策にあたっては、新たな知見や国の動向、専門会議の意見等も踏まえ、対応方針を決定し取り組んでいくことや、感染の拡大により、入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合は、感染症指定医療機関に限らず、一般の医療機関においても、一般病床等も含め、必要な病床の確保に努める旨を記載。

②南渡島圏域での主な中間見直し変更点

南渡島圏域では、北海道医療計画南渡島地域推進方針中間見直しには加えず、次年度計画から渡島地域推進方針に新たに感染症対策の項目を加える予定である。

第3 新たに追加した数値目標

(1) 道が新たに追加した数値目標

項目		現状値	数値目標	考え方	備考
精神	精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数	316日	316日	現状維持以上	新規
災害	災害医療コーディネーター任命数	46人	44人	現状維持	新規
	災害時小児周産期リエゾン任命数	8人	9人	現状より増加	新規
在宅	訪問口腔衛生指導等実施病院等の設置(圏域数)	20圏域	21圏域	現状より増加	新規

(2) 南渡島圏域が新たに追加した数値目標

項目		現状値 (中間見直し時)	数値目標	備考
在宅	訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数	14	現状より増加	新規

第4 在宅医療の需要の再推計について

・令和2年度(2020年度)に策定した第8期介護保険事業支援計画と訪問診療の需要や介護サービスの種類ごとの量の見込みが、それぞれの計画の間で整合的な設定となるよう、訪問診療の新たなサービス必要量の再推計を行った。

その上で、高齢化の影響による増加見込みと合わせて、整合性を図るため、療養病床から介護施設への転換等の意向調査を踏まえた、在宅医療の需要量を再推計を行った。

(1) 道での在宅医療の需要の再推計

(人/日)

	平成25年(2013年)	令和5年(2023年)	令和7年(2025年)
現行計画	29,060	46,295	51,068
再推計後	29,060	46,554	51,245

(2) 南渡島圏域での在宅医療の需要の再推計

(人/日)

	平成25年(2013年)	令和5年(2023年)	令和7年(2025年)
現行計画	3,157	3,865	4,045
再推計後	3,157	3,872	4,050